

議案第9号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

行政不服審査法の改正により、制度が全面的に見直されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(災害等による期限の延長) <p>第6条 町長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、当該理由が消滅した日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、地域及び期日を指定し、又は当該行為をすべき者の申請により、当該期限を延長することができる。</p>	(災害等による期限の延長) <p>第6条 町長は、災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、当該理由が消滅した日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、地域及び期日を指定し、又は当該行為をすべき者の申請により、当該期限を延長することができる。</p>